

〈解答〉

- ① 1 国際分業
2 (1) ア, ウ (順不同)
(2) ①: [例] 空いている受付がない ②: [例] 並んだ順に受付される
3 (1) 男女雇用機会均等法 (2) ウ (3) 生存権 (4) 公共の福祉

配点 ① 1 は 2 点, 他は各 1 点 10 点満点

〈解説〉

- ① 1 現在の私たちの暮らしは、自国で生産されたものだけで成り立たせることが難しくなっていて、諸外国とお互いに支え合い、連携するという国際分業の中で営まれている。しかし実際には、生産性の高い先進工業国と生産性の低い発展途上国との間に、経済的な格差が広がっている。
- 2 (1) 特定の人が正当な理由もなく不利な扱いを受けることがないようにするのが、公正の考え方である。
(2) 効率とは、土地や物資などの資源、時間やお金、労力や手間などをできるだけ無駄なく使い、より大きな成果を得ようとする考え方である。
- 3 (1) 1985年に男女雇用機会均等法が制定され、雇用における女性差別が禁止された。
(2) ア、エは精神の自由、イは経済活動の自由である。
(3) 日本国憲法における社会権には、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利、労働基本権がある。
(4) 他人の人権を侵害するような場合や、社会全体の利益を優先する必要がある場合には、例外的に人権の制約を認めることがある。人々が社会の中でともに生きていくときに必要となるこうした制約のことを、日本国憲法では「公共の福祉」による制約という。